

公益社団法人長野県私学教育協会貸付事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人長野県私学教育協会（以下「本会」という。）は、公益社団法人長野県私学教育協会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するため、この業務方法書を定める。

(業務執行の基本原則)

第2条 資金の貸付業務は、法令、定款及びこの業務方法書に定めるところに従い、公平かつ確実な運営を期さなければならない。

第2章 資金の貸付

(貸付対象)

第3条 資金の貸付は、次に掲げる資金に対して行うものとする。

- (1) 本会の会員が長野県内に設置する私立学校、私立幼稚園、認定こども園（以下「学校等」という。）の建物、施設、設備及び備品の取得、整備及び改良に必要な資金
- (2) 学校等の土地の取得、整備に必要な資金
- (3) 学校等の防災対策に必要な資金
- (4) 学校等の運営に必要な資金（補助金交付までのつなぎ資金、借換え資金を含む。）

(貸付の審査)

第4条 本会は、前条の規定により資金の貸付けを行おうとする場合には、次の各号に掲げる条件に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 貸付の対象となる施設、設備、事業等の目的が適切であって、かつその整備、実施が確実であること。
 - (2) 貸付の対象となる施設、設備、事業等の整備、実施に必要な資金のうち、貸付を受ける者の自己負担額を保有することが確実であること。
 - (3) 貸付金の使途が適正であること。
 - (4) 貸付金の額が、貸付を受ける者の資産総額に比して過大でないこと。
 - (5) 元利金の償還に関し、相当な物的担保を有しあるいは確実な連帯保証人があること。
 - (6) 本会に対する債務の履行の見込みがあること。
 - (7) その他貸付の目的を有効に達しうる見込みがあること。
- 2 前項の審査は、業務推進委員会審査部会（以下「審査部会」という。）において、必要に応じ公認会計士等専門家の意見を聞いて行うものとする。

(貸付の制限)

第5条 本会は、資金の貸付けを受けた会員が、貸付金の元利金の償還を履行しない場合にお

いては、当該会員に対して、新たな資金を貸付けないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、災害その他特別の事由により、貸付金の元利金の償還を履行することができない者に対して、理事会の決議を経て、新たな資金の貸付を行うことができる。

(貸付の限度)

第6条 本会が貸付けする資金の限度は、次の各号に定めるところによって算出された金額のうち最も低い金額とする。

- (1) 貸付の限度は、貸付を必要とする事業資金の100分の80以下とする。
- (2) 一つの設置者に対する貸付の限度は、その設置者毎に1億円を超えてはならない。
- (3) 物上担保による貸付の限度は、その担保物の評価額の100分の70以下とする。

(貸付期間、返済方法及び利率)

第7条 貸付金の貸付期間は、貸付金額が2,000万円を超える場合は、20年以下とし、2,000万円以下の場合は、10年以下とする。

なお、貸付期間には、据え置き期間1年以下を含むものとする。

- 2 原則として元金均等返済とするが、貸付額の30%以内の額につき、一括返済を認めることとする。なお、一括返済分について借換え（5年返済）を認めるものとする。
- 3 貸付金の貸付利率は年6%以内とし、貸付期間が10年を超え20年以下の場合は、日本私立学校振興・共済事業団の一般貸付（20年償還）利率、貸付期間が10年以下の場合は、同一一般貸付（10年償還）利率のそれぞれ前年平均を参考に理事会が定める。

なお、原則として、1年毎の変動金利とする。

(担保及び連帯保証人)

第8条 貸付にあたっては、次の各号による物的担保あるいは連帯保証人を供さなければならない。

- (1) 貸付額の累計が2,000万円を超える場合は、物的担保及び確実な連帯保証人1名（原則として代表者）
- (2) 貸付額の累計が2,000万円以下の場合は、物的担保又は確実な連帯保証人2名（原則として代表者、役員等1名）。
- (3) 審査部会、業務推進委員長又は審査部会長の判断により、前各号の連帯保証人を増やすことができる。

(資金借入の申込み)

第9条 資金の貸付を受けようとする者は、本会が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申込書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 借入希望金額
- (2) 施設等の目的、借入金を必要とする理由、施設等の実施計画、資金計画、償還計画及び資産状況
- (3) 当該年度の予算書及び前年度の決算書

(4) 物的担保及び連帯保証人の状況

(5) その他資金の借入に必要な事項

- 2 本会に対して資金の貸付を希望する理由と同一の理由で日本私立学校振興・共済事業団に対して資金の借入れを申し込んだ学校法人は、日本私立学校振興・共済事業団に対して提出した申込書の写を本会に提出しなければならない。この場合において、日本私立学校振興・共済事業団から貸付割当額が示達されたときは、遅滞なくその金額を本会に報告しなければならない。

(貸付の決定等)

第10条 本会は、前条の申込書を受理したときは、審査部会において、第4条に規定する審査基準に適合するかどうかを審査し、かつ当該会計年度に貸し付けることの出来る資金の状況を勘案し、資金の貸付が適当であると認めるときは、理事会の議決を経て貸付の決定をする。この場合において、理事長は申込者に対してこの旨を通知するものとする。

ただし、緊急を要すると理事長が認め、かつ、貸付額が2,000万円以下の場合には、業務推進委員長及び審査部会長の審査を経て理事長が決定し、理事会に報告するものとする。

(貸付金の交付)

第11条 本会は、前条の規定による貸付の決定を受けた者と貸借契約を締結し、当該貸付の決定を受けた者に貸付金を交付するものとする。

- 2 本会は、資金の貸付の決定を受けた者が貸付の決定通知を受けた日から1カ月以内に前項の規定による貸借契約を締結しないときは、当該貸付の決定を取り消すことができる。

(利息の支払)

第12条 資金の貸付を受けた者は、半年ごとに、遅滞なく、後払いの方法で利息を支払うものとする。

第3章 貸付金管理及び回収

(物的担保の確保)

第13条 資金の貸付を受ける者が第8条の規定により提供する物的担保が、抵当権であるときは、当該抵当権は第一順位のものとする。ただし、後順位の抵当権であっても、当該資金の貸し付けに係る債権を担保とすることができる場合はこの限りでない。

- 2 資金の貸付を受けた者は、第8条の規定により提供する担保が建物であるときは、当該貸付金の償還が完了するまでは、当該建物について貸付金の元利金の額以上の火災保険契約を締結し、かつその火災保険契約に基づく保険金請求権が本会に帰属する質権を設定するものとする。

(物的担保の保護)

第14条 資金の貸付を受けた者は、第8条の規定により物的担保を提供したときは、善良な管理者の注意をもって当該担保の目的物を維持しなければならない。

(貸付金の償還)

第 15 条 資金の貸付を受けた者は、指定された支払期日までに、貸付金を償還しなければならない。

ただし、償還額に 1 万円未満の端数が生じるときは、その端数金額は最初の償還金に併せて償還するものとする。

(延滞利息)

第 16 条 前条の償還に関して、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、年 14%の延滞利息を本会に納めなければならない。

(貸付条件の変更)

第 17 条 資金の貸付を受けた者が災害その他特別の事由により貸付金の元利金を所定の期日までに償還できなくなった場合には、理事会の決議を経て、貸し付け条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。

第 3 章 補 則

(貸付の禁止)

第 18 条 本会は私立学校法第 26 条第 1 項の規定により学校法人が行う収益事業に係る施設等の必要な資金及びそれに類する資金については、資金の貸付を当該会員に対して行ってはならない。

(業務方法書の変更)

第 19 条 この業務方法書を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条ただし書き（貸付額が少額で緊急を要すると理事長が認めた場合）は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 私立中学校・中等教育学校・高等学校向け貸付事業業務方法書、私立短期大学向け業務方法書、私立幼稚園向け貸付事業業務方法書及び私立専修学校・各種学校向け貸付事業業務方法書は廃止する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 3 月 14 日から適用する。ただし、第 7 条第 3 項なお書き（原則として、1 年毎の変動金利とする）は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。（平成 29 年 3 月 14 日改正）

附 則

この改正規定（第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条）は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。（令和 3 年 6 月 1 1 日改正）